協会けんぽに加入されていた方へ

退職後の健康保険加入のご案内

保険料などを比較のうえ、退職される方がご自身で加入先をお選びください。

加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の被扶養者
加入条件	お住まいの市区町村役場（国民健康保険担当課）にお問い合わせください	・退職日までに被保険者期間期間が**継続して２か月以上**あること ・退職日の翌日(喪失日)から**２０日以内**に申請すること（郵送の場合は必着）	・ご家族が加入されている健康保険の扶養認定条件を満たす必要があります ・ご家族の勤務先にお問い合わせください
保険料	加入する世帯の人数や、前年の所得などによって決まります ※ お住まいの市区町村により保険料額が異なります **離職理由（倒産・解雇など）により保険料が減免される「減免制度」があります**	退職前に控除されていた健康保険料の**２倍程度**となります（金額に上限あり） ※お住まいの都道府県支部と退職前に加入していた支部が異なるときは、2倍とならない場合があります ※加入期間中（最長2年間）の保険料は原則変わりません（保険料率が変更される場合などを除く）	被扶養者分の保険料負担はありません
申請先	お住まいの市区町村役場（国民健康保険担当課） 	**お住まいの**協会けんぽ都道府県支部へ申請 ※ 申請先は協会けんぽホームページなどでご確認ください ※ 申請は、電子・郵送・窓口にて受付しています	ご家族の勤務先

協会けんぽの任意継続を選択される方へ

●お手続き

退職日の翌日（資格喪失日）から２０日以内（２０日目が土日祝日の場合はその翌営業日まで）にお手続きください。（郵送の場合は必着）

在職中の「資格確認書」をお持ちの方は、使用できるのは退職日までです。退職（喪失）後はすみやかに事業所へご返却ください。

●申請書類

＊「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」

＊　マイナ保険証をお持ちでない方は、「資格確認書交付申請書」を併せて提出してください。

お手続きは電子申請が便利です。（詳細は裏面）

扶養家族がいる場合

・別途添付書類が必要となる場合があります。「健康保険任意継続 被保険者資格取得申出書 記入の手引き」をご確認ください。

・被扶養者のマイナンバーの記入漏れにご注意ください。

●加入期間

加入期間は最長2年です。再就職等により任意継続の加入者でなくなる場合、または国民健康保険に加入する等、お申出によりお辞めになる場合は、「資格喪失申出書」を提出してください。



電子申請サービスを利用してみませんか



電子申請サービスでは、健康保険の主要なお手続きについて、スマートフォン・パソコン・タブレットから手軽に手続きすることができます。
申請時の入力チェック、申請後の進捗状況や不備返戻がオンラインで確認できます。

ご準備いただくもの

※社会保険労務士は事前にユーザーID等の取得が必要

①マイナンバーカード
（暗証番号の入力が必要）



②マイナポータルアプリ
（事前にインストールが必要）



③申請に必要な添付書類（必要な場合）
（申請書内に記入の上、アップロードが必要な場合があります）



サービス提供時間

平日　8：00～21：00　（土日祝日、年末年始12/29～1/3は利用できません。）
※17：15以降に送信が完了した分は、翌営業日の受付扱いとなります。

ご利用いただける方

協会けんぽにご加入の**「被保険者」**の方、および**「社会保険労務士」**の方が利用可能です。
※「被扶養者」の方は一部の申請のみ利用可能です。

申 請 す る

おすすめ

けんぽアプリ



【Android】

【iOS】

または

協会けんぽ　ホームページ

【電子申請ページ】

申請書を選択 ▶ マイナンバーカードを利用してログイン ▶ 必要事項を入力し、添付書類はアップロード ▶ 送信して完了！

協会けんぽ

全国健康保険協会　岡山支部
〒700-8506　岡山市北区本町6-36　第一セントラルビル1号館8階
☎ 086-803-5780（代表）　受付時間／8：30～17：15（土日祝・年末年始除く）